

令和3年12月27日

豊田市長 太田 稔彦 様

豊田市国民健康保険運営協議会

会長 幸村 的 美



令和4年度豊田市国民健康保険税率等について（答申）

令和3年8月5日に、貴職から諮問を受けた標記のことについて、令和3年8月5日から18日、11月25日及び12月16日の3回にわたり、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書



令和 3 年度

豊田市国民健康保険運営協議会

第 1 審議経過

当協議会は、令和 3 年 8 月 5 日に貴職から「令和 4 年度豊田市国民健康保険税率（以下、「保険税率」という。）等」について意見を求められた。

1 背景

国民健康保険事業の運営が平成 30 年度から都道府県単位化されたことに伴い、市町村から集める愛知県国民健康保険事業費納付金（以下、「県納付金」という。）や国などからの公費をもとに、県が国保財政を運営するしくみに変わった。

このことにより、市単独で運営していた時にも必要だった医療費の自然増分に加えて、県納付金の負担増加による本市の不足額を確保する方法として、保険税率の見直し等を検討する必要性が生じた。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響に対応する必要性が生じた。

2 審議内容

（1）令和 4 年度県納付金の仮算定結果（令和 3 年 11 月 19 日）

県の決算剰余金（約 52 億円）が活用されたが、令和 3 年度の県全体の保険給付費が大きく増加していることから、本市の県納付金総額は 109.3 億円余で、令和 3 年度から約 5 億円増加した。保険税や国・県交付金など、県納付金の財源となる収入の見込み額 93.7 億円余を差し引くと、15.6 億円の不足額が生じる見込みである。

（2）不足額の対応

不足額 15.6 億円への対応として、「保険税率」、「豊田市国民健康保険事業財政調整基金（以下、「基金」という。）の取崩」及び「一般会計からの法定外繰入」について協議した。

なお、令和 4 年 1 月中旬以降に県納付金の確定額である本算定結果が公表される予定であるが、当初予算編成に間に合わせるため、仮算定結果により協議した。

（3）審議の中で確認及び協議した事項

ア 県の決算剰余金の活用方法、県納付金の算定方法について確認した。

イ 基金及び一般会計からの法定外繰入の状況について確認した。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響について確認した。

エ 本市の令和 3 年度保険税率は、愛知県内同規模市、西三河ブロック市の中において低い水準にあることを確認した。

オ 保険税率を検討する上での論点について確認した。

カ 不足額の確保の方法として、保険税率改定案（不足額の 6 分の 1 を引上げ）及び現行税率、都道府県標準保険料率それぞれの一人当たり保険税額、基金の取崩及び一般会計からの法定外繰入で必要となる額、モデル世帯における保険税額のシミュレーションを比較し、協議した。

- キ 県納付金の本算定結果提示後における再協議の考え方について協議した。
- ク 保険税率の見直しサイクルについて協議した。
- ケ その他保険税率改定以外の取組等について協議した。

第 2 答申内容

1 令和 4 年度保険税率について

次のとおりとすることが適当である。

(1) 保険税率

- ア 不足額 15.6 億円の 6 分の 1 の額を保険税で賄う。
- イ 医療分の所得割のみを改定し、一人当たり平均の年税額を 3,700 円 (3.7%) 引き上げる。
- ウ 後期高齢者支援金分と介護納付金分は、据え置きとする。

(2) この案とする理由

- ア 令和元年度及び令和 2 年度の答申を踏まえ、単年度での急激な引上げを避けるため、基金等を活用した市独自の激変緩和措置の実施により、引上げ幅を抑え、6 年間程度をかけて段階的に引き上げる。
- イ 低所得者に配慮するため、医療分（基礎課税分）の所得割のみを改定することとする。
- ウ 後期高齢者支援金分と介護納付金分についても改定を検討する必要性は認められるが、全ての被保険者が対象となる医療分を優先して改定し、据え置きとする。

2 令和 4 年度以降の基金の考え方

次のとおりとすることが適当である。

(1) 基金の活用

- ア 保険税の急激な上昇の緩和（県が示す保険税水準に達するまでの間）
- イ 県納付金の仮算定結果と本算定結果の差額調整
- ウ 県納付金の年度間変動による負担上昇の際の保険税の平準化
- エ 災害等想定外の事象等による税収等の見込み違いへの対応

(2) 基金の積立

現在の基金残高では市独自の激変緩和措置等に対応できないため、一般会計から積立を実施する。基金規模については、基金の活用ができるだけの額を確保することを基本とし、具体的な方法及び金額は、本市の財政状況等を踏まえ、過大な投入とならないよう積立額を精査する必要がある。

3 令和4年度以降の一般会計からの法定外繰入基準

原則、市の施策による次のものとするのが適当である。

- ア 福祉医療波及分
- イ 市条例による保険税減免分
- ウ 基金積立分

4 保険税率の見直しサイクルについて

毎年度提示される県納付金に加え、不足額が保険税率等の検討を行うための重要な要素となることから、当分の間は、毎年度県納付金の算定結果を検証するとともに、保険税率の県内統一の動向を注視しながら、見直しを検討することが適当である。

第3 その他付帯意見

次の5点をその他付帯意見として申し添える。

- 1 保険税率改定に頼るだけでなく、保険税の滞納削減に向けた取組、レセプト点検等による医療費適正化や生活習慣病予防等による医療費軽減の取組など、保険者としてより一層の経営努力が必要である。
- 2 一般会計からの繰入による基金積立は、過大な投入とならないよう十分に精査を行うとともに、削減に向けた努力が必要である。
- 3 県納付金の本算定結果において、基金で対応できる範囲を超える増額が生じた場合は、再協議を行うことが必要である。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響など、新たな変動要因が生じていることから、中長期の見通しの中間地点においては、市独自の激変緩和措置について見直すべきかの検討が必要である。
- 5 国・県に対し、国民健康保険制度の持続的かつ安定的運営ができるよう構造的な課題解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と抜本的な制度の見直しを求めることが必要である。

